

(多床室) 特別養護老人ホームふれあいホーム利用料金【令和4年10月から】

◆要介護1

利用者負担段階	居住費 1日あたり	食費 1日あたり	※1割負担						科学的介護 推進体制加算(Ⅱ) 30日あたり	利用料金 (※目安) 30日あたり
			施設 サービス費 1日あたり	日常生活継続 支援加算 Ⅰ 1日あたり	看護体制 加算 (Ⅰ)Ⅰ 1日あたり	看護体制 加算 (Ⅱ)Ⅰ 1日あたり	夜勤職員 配置加算 (Ⅰ)Ⅰ 1日あたり			
第1段階	0	300								30,473
第2段階	370	390								44,273
第3段階①	370	650	573	36	4	8	13	50		52,073
第3段階②	370	1,360							73,373	
第4段階	1,040	1,700							103,673	

◆要介護2

第1段階	0	300								32,770
第2段階	370	390								46,570
第3段階①	370	650	641	36	4	8	13	50		54,370
第3段階②	370	1,360							75,670	
第4段階	1,040	1,700							105,970	

◆要介護3

第1段階	0	300								35,168
第2段階	370	390								48,968
第3段階①	370	650	712	36	4	8	13	50		56,768
第3段階②	370	1,360							78,068	
第4段階	1,040	1,700							108,368	

◆要介護4

第1段階	0	300								37,465
第2段階	370	390								51,265
第3段階①	370	650	780	36	4	8	13	50		59,065
第3段階②	370	1,360							80,365	
第4段階	1,040	1,700							110,665	

◆要介護5

第1段階	0	300								39,729
第2段階	370	390								53,529
第3段階①	370	650	847	36	4	8	13	50		61,329
第3段階②	370	1,360							82,629	
第4段階	1,040	1,700							112,929	

※上記金額には介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、所定単位の8.3%に相当する単位数が含まれています。

※上記金額には介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として、所定単位の2.7%に相当する単位数が含まれています。

※上記金額には介護職員等ベースアップ等支援加算として、所定単位の1.6%に相当する単位数が含まれています。

『特定入所者介護サービス費』の給付対象となる方は、具体的には次のとおりです。

第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円以下の方
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円超120万円以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が120万超
追加要件①	世帯分離している場合も含めて配偶者が市町村民税非課税。
追加要件②	以下の預貯金等を保有していない。 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円 第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円 第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
第4段階	上記以外の方

『高額介護サービス費』自己負担額の合計が下記の上限額を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻されます。ただし、食費・居住費、雑費は対象外です。

対象となる方	上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上【新設】	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収1,160万円)未満【新設】	93,000円(世帯)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)

生活保護を受給している方	15,000円(個人)
--------------	-------------

(従来型個室) 特別養護老人ホームふれあいホーム利用料金【令和4年10月から】

◆要介護1

利用者負担段階	居住費 1日あたり	食費 1日あたり	※1割負担						科学的介護 推進体制加算(Ⅱ)	利用料金 (※目安) 30日あたり
			施設サービス費 1日あたり	日常生活継続支援加算Ⅰ 1日あたり	看護体制加算(Ⅰ)α 1日あたり	看護体制加算(Ⅱ)α 1日あたり	夜勤職員配置加算(Ⅰ)α 1日あたり			
第1段階	320	300	573	36	4	8	13	50	40,073	
第2段階	420	390							45,773	
第3段階①	820	650							65,573	
第3段階②	820	1,360							86,873	
第4段階	1,200	1,700							108,473	

◆要介護2

第1段階	320	300	641	36	4	8	13	50	42,370
第2段階	420	390							48,070
第3段階①	820	650							67,870
第3段階②	820	1,360							89,170
第4段階	1,200	1,700							110,770

◆要介護3

第1段階	320	300	712	36	4	8	13	50	44,768
第2段階	420	390							50,468
第3段階①	820	650							70,268
第3段階②	820	1,360							91,568
第4段階	1,200	1,700							113,168

◆要介護4

第1段階	320	300	780	36	4	8	13	50	47,065
第2段階	420	390							52,765
第3段階①	820	650							72,565
第3段階②	820	1,360							93,865
第4段階	1,200	1,700							115,465

◆要介護5

第1段階	320	300	847	36	4	8	13	50	49,329
第2段階	420	390							55,029
第3段階①	820	650							74,829
第3段階②	820	1,360							96,129
第4段階	1,200	1,700							117,729

※上記金額には介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、所定単位の8.3%に相当する単位数が含まれています。

※上記金額には介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)として、所定単位の2.7%に相当する単位数が含まれています。

※上記金額には介護職員等ベースアップ等支援加算として、所定単位の1.6%に相当する単位数が含まれています。

『特定入所者介護サービス費』の給付対象となる方は、具体的には次のとおりです。

第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円以下の方
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円超120万円以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が120万超
追加要件①	世帯分離している場合も含めて配偶者が市町村民税非課税。
追加要件②	以下の預貯金等を保有していない。 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円 第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円 第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
第4段階	上記以外の方

『高額介護サービス費』自己負担額の合計が下記の上限額を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻されます。ただし、食費・居住費、雑費は対象外です。

対象となる方	上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上【新設】	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収1,160万円)未満【新設】	93,000円(世帯)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)

生活保護を受給している方	15,000円(個人)
--------------	-------------